

滋 医 福 第 2404 号
令和5年(2023年)10月25日

介護老人福祉施設 管理者
介護老人保健施設 管理者
介護医療院 管理者
関係居宅介護サービス事業所 管理者

} 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長

「電子申請届出システム」の運用開始について(通知)

平素は本県高齢者福祉の推進にご尽力いただきありがとうございます。

「電子申請届出システム」の運用開始については、「介護保険サービスに係る『電子申請届出システム』の利用に伴う『gBizID』の取得について(通知)」(令和5年9月22日付滋医福第2272号)で改めて通知する旨、ご案内していましたが、今般、県指定介護サービス事業所について、下記のとおり「電子申請届出システム」の運用を開始いたします。

なお、「電子申請届出システム」の運用開始後も従来どおり書面での届出も受付いたします。

記

1. 運用開始日

令和5年10月25日(水)

2. 受付可能な届出

変更届出、休止・廃止届出、再開届出

※ 新規指定申請、指定更新申請、加算に関する届出等については、従来どおり書面でのみ受付いたします。

ただし、「電子申請届出システム」の稼働状況等をみながら順次受付を開始していく予定ですので、その際は改めて周知いたします。

3. 留意事項

・通知文にも記載のとおり、今後も従来通り書面での届出も受付いたしますが、令和7年度を目途に原則「電子申請届出システム」へ移行する予定ですので、なるべく速やかに「gBizID」を取得いただき、システムの利用環境を整えていただきますようお願いいたします。

・「電子申請届出システム」で登記事項証明書を添付する場合は、「**登記情報提供サービス**」^{※1}でダウンロードしたデータを添付してください。(照会番号及び発行年月日が記載されたもの。)

こちらの「登記情報提供サービス」を利用しない場合は、届出は「電子申請届出システム」で行ったうえで、登記事項証明書(原本)または登記事項証明書(写)の原本証明したものを郵送若しくは持参で提出してく

ださい。

・市町指定の事業所については、「gBizID」の取得と同様に運用開始のタイミングで各市町より通知される
予定です。

※1 以下の滋賀県ホームページ「電子申請届出システム」関連情報に、概要を掲載しています。

4. 「電子申請届出システム」ログイン URL

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

5. 操作マニュアル等

マニュアル関係及び過去の通知は以下 URL に掲載しています。

「電子申請届出システム」関連情報 URL (滋賀県ホームページ)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/334076.html>

滋賀県 > 県民の方 > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護施設指導係／在宅介護指導係
[TEL : 077-528-3523](tel:077-528-3523)／[FAX : 077-528-4851](tel:077-528-4851)
e-mail : kaigo@pref.shiga.lg.jp